資料５

福島県国土利用計画(第五次)素案に関する意見(国の本省との調整)とその対応

※修正により頁及び行に変更があった場合は、修正前の頁(修正後の頁)、修正前の行(修正後の行)で示している。

番号	頁	行	項目	意 見 等	意見等に対する対応
1	5	１６～	第１章 ４ ①人口減少と土地需要減少局面における土地利用	以下のように修正してはどうか。 「人口減少下において、今後は、土地利用転換圧力がさらに弱まることが予想されるが、農用地や森林などの土地利用転換については、土地利用の不可逆性や~~それぞれの持つ、~~農業や森林の有する多面的機能などを総合的に検討し、慎重かつ計画的に行う必要がある。」 【理由】 多面的機能に関しては、食料・農業・農村基本法第3条にあるとおり、農業生産活動が行われることにより生じるものであって、農用地そのものに備わっているものではないため。	5頁18行について、意見のとおり修正します。
2	5	３１ 欄外	第１章４②県土の安全性の確保 (参考1) 森林･林業基本法 第2条第1項 森林については、その有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能(以下「森林の有する多面的機能」という。)が･･･ (参考2) 地球環境･人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について(日本学術会議答申) ･･･森林の有するさまざまな機能について、林産物生産機能を含むすべての機能を「多面的機能」と呼び、林産物生産を除く場合は「公益的機能」と称してきた。	「公益的機能」は「多面的機能」に修正してはどうか。 【理由】 森林・林業基本法第2条第1項などに示されているとおり、森林の有する様々な機能については、林産物供給機能を含むすべての機能を「多面的機能」と区分していることから、これに沿った記述とするのが適切と考えられるため。	5頁31行については、原案どおりとします。、 なお、意見をふまえ、5頁の「公益的機能」にかかる注釈を、以下のように修正します。 「農林業が適正に営まれることにより、~~食料や林産物が生産されるだけではなく、~~水源のかん養や土砂流出の抑制、二酸化炭素の吸収、保健・休養の場の提供などに役立っていること。」

番号	頁	行	項目	意 見 等	意見等に対する対応
3	6	３０～	第１章４⑥地域における県土管理	以下のように修正してはどうか。 「こうした地域は、中山間地域などを含む県土の多くの部分を占めると考えられるが、農業生産活動や適切な管理を通じて県土保全、自然環境保全や景観形成、水源のかん養などのうえで重要な役割を果たしており、これらの多面的機能をどう維持していくかが課題となっている。」 【理由】 農業の多面的機能は農業生産活動が行われることにより発揮されるものであり(食料・農業・農村基本法第3条)、また、森林についても、そのような機能を持続的に発揮するためには適切な管理を行うことが必要であるため。	6頁31(30～31)行について、意見のとおり修正します。
4	7	２５～	第２章２(1)土地需要の量的調整	以下のように修正してはどうか。 「また、農用地や森林などの自然的土地利用については、農林業の生産活動の場としての役割や県土保全機能や自然環境保全機能など、~~それぞれの持つ~~農業や森林の有する多面的機能に配慮して、適正な保全を基本とし、都市的土地利用への転換に当たっては、慎重な判断のもとで計画的に行う。」 【理由】 多面的機能に関しては、食料・農業・農村基本法第3条にあるとおり、農業生産活動が行われることにより生じるものであって、農用地そのものに備わっているものではないため。	7頁26行について、意見のとおり修正します。

番号	頁	行	項目	意 見 等	意見等に対する対応
5	9	３２～	第２章３(1)②農山漁村	以下のように修正してはどうか。 「農山漁村は、食料等を安定供給するための生産の場であるとともに、地域住民の生活の場であり、同時に適切な管理を通じて県土を保全する機能や豊かな自然環境や美しい景観を有するなど、多面的な機能を有している。」 【理由】 農業の多面的機能は農業生産活動が行われることにより発揮されるものであり(食料・農業・農村基本法第3条)、また、森林についても、そのような機能を持続的に発揮するためには適切な管理を行うことが必要であるため。	9頁33行について、意見のとおり修正します。
6	１０	２～	第２章３(1)②農山漁村	以下のように修正してはどうか。 「このような中、農用地や森林については、その保全と整備を進めるとともに、地域住民を含む多様な主体の参画により適切な管理を図り、あわせて、エコロジカルネットワークの形成を念頭に(もしくは)野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性の確保を念頭に里山などの身近な自然環境や景観の保全の図る。」 【理由】 ①都市及び③自然維持地域には、ネットワークの概念が盛り込まれているため。	10頁2～3(3～5)について、意見により下記のとおり修正します。 「このような中、農用地や森林については、その保全と整備を進めるとともに、地域住民を含む多様な主体の参画により適切な管理を図り、あわせて、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性に配慮しつつ、里山などの身近な自然環境や景観の保全の図る。」
7	１１	２～９	第２章３(2)②森林	以下のように修正してはどうか。 「森林は、木材生産などの経済的機能だけではなく、県土保全機能、水資源かん養機能、公衆の保健・休養機能、自然環境保全機能などの多面にわたる公益	11頁2～9(4～11)行について、意見をふまえて、下記のとおり修正します。 「森林は、木材生産などの経済的機能だけではなくはもとより、県土保全機能、水資源かん養機能、公衆の保健・休養機能、自然環境保全機能などの多面にわた

番号	頁	行	項目	意 見 等	意見等に対する対応
				~~的~~機能を有しており、この多面的~~公益的~~機能を将来世代が享受できるよう、多様で健全な森林の整備と保全及び適切な維持管理を図る。なお、地球温暖化防止の観点から、二酸化炭素吸収源としての森林の機能にも配慮する。 　また、原生的な森林や水源地となっているなど貴重で優れた自然環境を形成している森林を極力保全するとともに、公益性~~公益的機能~~の高い森林については、他用途への転換を抑制し、その機能の充実を図る。」 【理由】 　表現の適正化。森林の有する機能として「林産物生産機能」は重要な役割であり、将来世代が享受できるように配慮すべき機能にはこの機能も含まれると考えるため。 　森林・林業基本法第2条第1項などに示されているとおり、森林の有する様々な機能については、林産物生産機能を含むすべての機能を「多面的機能」と区分していることから、これに沿った記述とするのが適切と考えられるため。	る~~公益的~~機能を有しており、この多面的~~公益的~~機能を将来世代が享受できるよう、多様で健全な森林の整備と保全及び適切な維持管理を図る。なお、地球温暖化防止の観点から、二酸化炭素吸収源としての森林の機能にも配慮する。 　また、原生的な森林や水源地となっているなど貴重で優れた自然環境を形成している森林を極力保全するとともに、公益的機能の高い森林については、他用途への転換を抑制し、その機能の充実を図る。」 　なお、11頁8(10)行の「公益的機能」の記述については、ここでは、経済的機能以外の機能を強調したい点もふまえ、原案どおりとします。
8	１６	３８	第３章２(2)⑦いわき地域の概要	「農地の割合」は「農用地の割合」に修正してはどうか。 【理由】 　15頁26行、37行では「農用地や宅地の割合が高い」の記載しており、表現を統一すべきではないか。	16頁38(41～42)行について、意見のとおり修正します。
9	１９	8	第４章２(1)農用地の有効利用	以下のように修正してはどうか。 「その際、~~農用地の持つ公益的機能~~農業の有する多面的機能をふまえた利用がなされるよう配慮する。」 【理由】 　多面的機能に関しては、食料・農業・農村基本法第3条にあるとおり、農業生産活動が行われることにより生じるものであって、農用地そのものに備わっているものではないため。	19頁8(9)行について、意見のとおり修正します。

番号	頁	行	項目	意 見 等	意見等に対する対応
１０	１９	１１	第４章２(2)森林の有効利用	以下のように修正してはどうか。 「森林については、~~木材生産などの経済的機能及び~~木材等林産物の供給、水源のかん養、土砂流出の防止など、森林の有する多面的~~公益的~~機能が高度に発揮されるよう、その機能を重視した森林整備や森林施業の計画化・合理化等により土地利用の高度化を図り、森林資源を充実させるとともに、～」 【理由】 表現の適正化。 森林の有する機能として「木材等林産物の供給機能」は重要な役割であり、土地の有効利用の観点からも経済的視点は外せないと考えるため。 森林・林業基本法第2条第1項などに示されているとおり、森林の有する様々な機能については、林産物生産機能を含むすべての機能を「多面的機能」と区分していることから、これに沿った記述とするのが適切と考えられるため。	19頁11(13～14)行について、意見のとおり修正します。
１１	２１	２ ～３	第４章３(2)農用地や森林の持つ機能の向上	以下のように修正してはどうか。 「洪水防止機能、土砂の流出抑制機能、水~~資~~源のかん養機能など~~農用地や森林の持つ公的的機能~~農業や森林の有する多面的機能の向上を図るため、農林業の生産条件や生産基盤の整備を推進するとともに、保安林及び治山施設の整備を進める。」 【理由】 多面的機能に関しては、食料・農業・農村基本法第3条にあるとおり、農業生産活動が行われることにより生じるものであって、農用地そのものに備わっているものではないため。	21頁2～3(5～6)行について、意見のとおり修正します。

番号	頁	行	項目	意 見 等	意見等に対する対応
１２	２１ ２２	３７ ～ ３	第４章４(3)豊かで多様な自然環境の保全	以下のように修正してはどうか。 「エコロジカル・ネットワークの形成を念頭におき、以下を行う。 高い価値を有する原生的な自然については、厳格な行為規制等により厳正な保全を図る。野生生物の生息・生育、自然風景、希少性等の観点からみてすぐれている自然については、行為規制等により適正な保全を図る。里山などを含めた二次的自然については、人の営みと自然の営みのバランスの取れた自然環境の維持・形成を図るため、農林漁業活動を通じた維持・管理とそのために必要な施設の整備など、多様な主体による保全活動を促進する。また、それぞれの自然の特性に応じて、自然とのふれあいの場を確保する。」 【理由】 ３(1)の基本方向にこの主旨が含まれているため。	21頁37行～22頁3行(22頁2～9行)について、意見をふまえ、以下のとおり修正します。 「高い価値を有する原生的な自然については、厳格な行為規制等により厳正な保全を図る。野生生物の生息・生育、自然風景、希少性等の観点からみてすぐれている自然については、行為規制等により適正な保全を図る。里山などを含めた二次的自然については、人の営みと自然の営みのバランスの取れた自然環境の維持・形成を図るため、農林漁業活動を通じた維持・管理とそのために必要な施設の整備など、多様な主体による保全活動を促進する。この場合、いずれの地域においても、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性の確保に配慮する。また、それぞれの自然のと特性に応じて、自然とのふれあいの場を確保する。」
１３	２２	２４	第４章４(6)大規模な開発事業への対応	以下のように修正してはどうか。 「また、公共事業については、土地利用の適正化を図るため、事業の特性を踏まえつつその~~構想・計画の~~位置・規模等の検討段階から環境的側面に配慮した事業執行に努める。」 【理由】 「構想・計画の段階」という表現は幅広い解釈が可能であり、例えば国土利用計画も含まれることになり得るため、より具体的に「位置・規模等の検討段階」と表現するのが適切と考えられるため。なお、環境省では第三次環境基本計画に基づき、戦略的環境アセスメント総合研究会を設置して検討を進め、上位計画のうち事業の位置・規模等の検討段階における共通的な手続・評価方法等を示す「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」を平成19年4月にとりまとめている。 参考までに、国土利用計画(全国計画)では以下のように記載している。	22頁24(30)行について、意見のとおり修正します。

番号	頁	行	項目	意 見 等	意見等に対する対応
				３．２に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要(5)環境の保全と美しい国土の形成 ク 「良好な環境を確保するため、事業の実施段階において環境影響評価を実施すること、事業の特性をふまえつつ公共事業等の位置・規模等の検討段階において環境的側面の検討を行うことなどにより、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る。」	
１４	２３	２ ～６	第４章５地域整備施策の推進	「地域の活性化と特色ある地域づくりを図るため、都市においては、都市機能の集積と中心市街地における個性ある取組みを促進する。 　また、農山漁村においては、地域の伝統文化や歴史的風土、産業、自然環境や景観などの地域資源の活用・保全を通じた都市と農山漁村との交流、定住・二地域居住を促進する。」 　の後に、 「事業の計画等の策定に当たっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面などについて総合的に配慮する。」旨の記述を追加されてはどうか。 【理由】 　事業の実施による重大な環境影響の回避又は低減を図る観点から、事業計画等の策定にあたって、環境的側面について配慮することが必要とされており、第４次国土利用計画(全国計画)においても、先のとおり記載されているため。	意見をふまえ、「第４章５地域整備施策の推進(1)広域的な連携・交流の促進」について、以下のとおり修正します。 「地域間の連携交流と港湾や工業団地などの有効利用を図るため、常磐自動車道や東北中央自動車道など各地域や県内外を結び県土の骨格となる交通ネットワークの整備、物流拠点を結ぶネットワークの構築と円滑な物流ルートの確保、情報通信基盤の整備等を促進する。その際、事業の計画等の策定に当たっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面などについて総合的に配慮する。 」 　なお、「(2)特色ある地域づくりの促進については、中心市街地の空洞化や農山漁村の活力低下に対して、開発行為等ではなく、地域の歴史的風土、自然環境や風景など様々な地域資源を活かした人々の交流拡大による活力の維持・向上を主として記述した項目であり、意見については、「(1)広域的な連携・交流の促進」に記述した方がなじむものと考えます。